

佐渡市立両津小学校 アスベスト健康対策等 専門会議 ニュース

令和5年10月12日発行 **第14号**

- Index
1. 第21回専門会議の内容について
 2. 健康リスク・心理相談の日程について
 3. 石綿障害予防規則（石綿則）の改正について
 4. 送付先アンケート結果について

発行：佐渡市立両津小学校アスベスト健康対策等専門会議

事務局：佐渡市教育委員会 教育総務課 学事係 〒952-8501 佐渡市両津湊 198 番地

Tel.0259-58-7353 Fax.0259-58-7352 E-mail u-gakuji@city.sado.niigata.jp

ご不明な点や、ご意見・ご要望等がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

1. 専門会議の内容について

令和5年8月26日（土）に第21回標記会議が開催されました。感染症拡大防止のためインターネットを利用した会議となりました。

会議に先立って健康リスク・心理相談についてご案内しましたが、申し込みはありませんでした。

2. 健康リスク・心理相談の日程について

来年度の相談予定日をお知らせします。（通知を希望された方には改めて通知します。）

開催日	開催時間	相談場所	健康リスク 相談担当	心理相談 担当	申し込み期限
令和6年 8月24日（土）	午後1時 ～3時	教育委員会 応接室、第3会 議室（予定）	名取委員	仲田委員	令和6年 8月5日（月）

3. 石綿障害予防規則（石綿則）の改正について

アスベストによる健康被害の予防対策の一層の推進を図るため、平成17年に石綿障害予防規則（以下、石綿則）が制定され、事業者等には石綿則に基づく必要な措置を講じることが義務付けられています。

さらに、令和2年7月に石綿則が改正され、解体・改修工事における事前調査の規制等が強化されました。

建築物等の石綿含有を調査する者の資格制度を新たに設けることなどから、規制内容によって施行日まで一定の猶予がありましたが、令和5年10月に全面施行となりました。

今回は、その改正概要を施行開始スケジュールに合わせて掲載します。

◎令和3年4月1日施行

- 【工事前】 アスベスト事前調査の方法の法定化等
- 【工事中】 レベル3建材を規制対象へ追加等
- 【工事後】 特定粉じん排出等作業の記録の作成・3年間の保存等

◎令和4年4月1日施行

- 【工事前】 アスベスト事前調査の行政報告の義務化

◎令和5年10月1日施行

- 【工事前】 アスベスト事前調査・分析の資格要件を新設

建築物のアスベスト事前調査に必要な資格

法改正前	法改正後
・ 必須の資格なし ※資格者等がアスベストの事前調査を行うことが望ましいとされています。	・ 石綿含有建材調査者 ・ (一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている方 ※登録した日が令和5年9月30日以前であり、アスベスト事前調査の際に引き続き登録していることが必要です。

4. 送付先アンケート結果について

令和4年9月に実施しました送付先アンケート結果は、以下のとおりでした。

- (1) 今後、「健康リスク・心理相談の開催案内」や「アスベスト健康対策等会議ニュース」の郵送での通知を希望しますか。

①どちらも希望	②健康リスク・心理相談の開催案内のみ希望	③アスベスト健康対策等会議ニュースのみ希望	④HP等に掲載すればどちらも希望しない	⑤未回答	合計
17	2	2	79	163	263

- (2) 今後の送付先はどちらを希望されますか。

①本人	②保護者	③その他	④未回答	合計
26	72	2	163	263

事務局からの送付文書が、宛先不明で返送されるケースが多くなっています。

送付先登録フォームは、常時開設していますので、登録、変更の手続きをお願いいたします。

登録はこちらのQRコードを読み取ってください。⇒



今後も社会情勢や医療の発展に応じた対策を講じる必要から、将来に渡り、専門会議ニュース発行時などに合わせて現住所(宛先)の確認を行ってまいります。

※通知を希望されない方には、事務局からのニュース等の発送を控えております。

定期的にホームページをご確認いただき、情報収集に努めていただけますようお願いいたします。